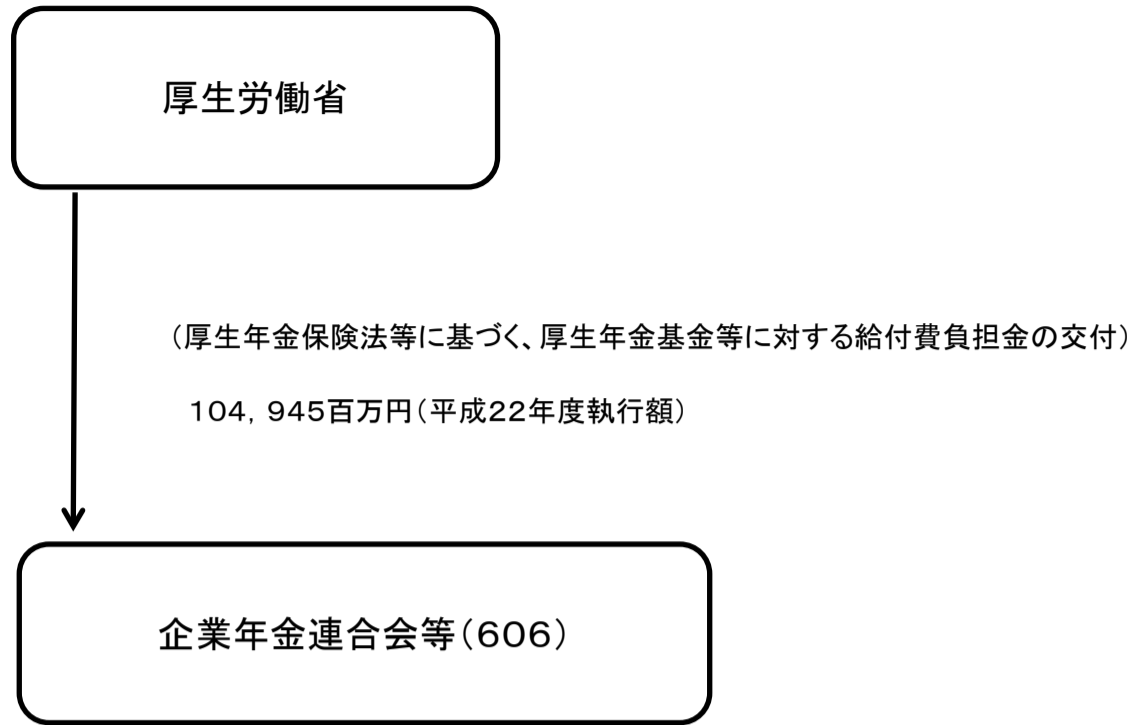


平成23年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	厚生年金基金等給付費等負担金に必要な経費		担当部局庁	年金局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和61年度		担当課室	総務課	総務課長 藤原 禎一			
会計区分	年金特別会計厚生年金勘定		施策名	厚生年金基金等給付費等負担金に必要な経費				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)」附則第84条第2項～第6項、第85条 厚生年金保険法附則第30条第1項、第3項		関係する計画、通知等	・「厚生年金基金等給付費負担金交付要綱」(平成22年2月5日発年0205第5号) ・「厚生年金基金等給付現価負担金交付要綱」(平成22年2月5日発年0205第6号)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	・厚生年金基金等が国に代わって支給する老齢年金給付(代行給付)の費用については、法律改正による国庫負担の廃止や代行給付を行うのに必要な保険料率(免除保険料率)の対象給付の範囲が見直しされたことに伴い、免除保険料の手当する給付費部分と厚生年金基金等が給付する部分との差が生じることから、当該部分を「政府負担金」として交付する。 ・予定利率の低下や死亡率の改善により過去の加入期間について給付債務が増大するが、増大した債務については免除保険料率に反映していないことから、厚生年金本体の財政状況を考慮したうえで、事後的に厚生年金本体から厚生年金基金等に対して財源手当を行う必要があるため、最低責任準備金(厚生年金基金が代行部分について確保することを義務付けられている積立金)が、過去期間代行給付現価額(将来見込まれる代行給付の費用を現在価値に割り戻したもの)の1/2を下回っている場合に、当該下回っている額の一部を給付現価負担金として交付する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	・「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)」に基づき、厚生年金基金等が提出した交付申請書の審査・確認を行った後、厚生年金基金等の支給する老齢年金給付に要する費用の一部負担金を交付(9月・3月)する。 ・「厚生年金法」に基づき、厚生年金基金等が提出した交付申請書の審査・確認を行った後、責任準備金相当額が、過去期間代行給付現価額を下回っている場合に、当該下回っている額の一部負担金を交付(9月・3月)する。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求		
	予算の状況	当初予算	110,562	101,875	109,455	107,186	130,777	
		補正予算						
		繰越し等			▲0			
		計	110,562	101,875	109,455	107,186	130,777	
	執行額	90,906	96,726	104,945				
執行率(%)	82%	95%	96%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値(年度)	
	厚生年金基金等からの交付申請の審査を行い適切に交付する。		成果実績	億円	909	967	1,049	—
			達成度	%	82%	95%	96%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込	
	厚生年金基金等からの請求に基づき着実に交付する。		活動実績(当初見込み)	件	621	611	606	—
					-	-	-	(611)
単位当たりコスト	算出根拠							
平成23・24年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由				
	厚生年金基金等給付費負担金	107,186	130,777	対象者の増等のため				
計	107,186	130,777						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>・「厚生年金基金等給付費負担金交付要綱」に基づく、厚生年金基金等が提出した交付申請書の審査・確認を行った後、厚生年金基金等が支給する老齢年金給付に要する費用の一部負担金を交付する。</p> <p>・「厚生年金基金等給付現価負担金交付要綱」に基づく、厚生年金基金等が提出した交付申請書を審査・確認を行った後、責任準備金相当額が、過去期間代行給付現価額を下回っている場合に、当該下回っている額の一部負担金を交付する。</p> <p>・引き続き、迅速な支払いに努めるとともに厚生年金基金等への給付費負担金等の支払いに支障をきたさぬように、過去の支払実績等を踏まえた適切な資金繰りを行うなどの取組みを進める。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	事業の必要性が認められるため、引き続き事業内容及び予算規模を維持すべきである。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
-			
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
<p>・事業仕分け第3弾項番9「年金特別会計:制度のあり方」において、「新たな制度設計の中であり方を検討」との評価を受けています。</p>			

※平成22年度実績を記入



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

企業年金連合会			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
厚生年金基金等給付費負担金	厚生年金保険法等に基づく、厚生年金基金等に対する給付費負担金の交付	104,945			
計		104,945	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	企業年金連合会	厚生年金保険法等に基づく厚生年金基金等に対する給付費負担金の交付	24,009		
2	全国信用金庫厚生年金基金	厚生年金保険法等に基づく厚生年金基金等に対する給付費負担金の交付	2,143		
3	東京薬業厚生年金基金	厚生年金保険法等に基づく厚生年金基金等に対する給付費負担金の交付	1,724		
4	大阪薬業厚生年金基金	厚生年金保険法等に基づく厚生年金基金等に対する給付費負担金の交付	1,269		
5	全国建設厚生年金基金	厚生年金保険法等に基づく厚生年金基金等に対する給付費負担金の交付	1,249		
6	東京金属事業厚生年金基金	厚生年金保険法等に基づく厚生年金基金等に対する給付費負担金の交付	1,069		
7	東京乗用旅客自動車厚生年金基金	厚生年金保険法等に基づく厚生年金基金等に対する給付費負担金の交付	1,042		
8	愛鉄連厚生年金基金	厚生年金保険法等に基づく厚生年金基金等に対する給付費負担金の交付	935		
9	東京印刷工業厚生年金基金	厚生年金保険法等に基づく厚生年金基金等に対する給付費負担金の交付	816		
10	東京都電機厚生年金基金	厚生年金保険法等に基づく厚生年金基金等に対する給付費負担金の交付	805		